

7 体制整備命令（消安法第37条）及び罰則

7. 1 体制整備命令

経済産業省は、何らかの方法で重大製品事故の発生を知り、当該事故に関する製造事業者又は輸入事業者に対して報告徴収等を行った結果、当該製造事業者又は輸入事業者が重大製品事故の報告義務を怠っていたり、又は虚偽の報告をした場合には、

- (1) 重大製品事故に係る製品名、事業者名、機種・型式名、事故の内容（事故発生日、事故発生場所、被害状況等）、事故原因等を記者発表するとともに、経済産業省のウェブサイトで公表します。
- (2) 当該製造事業者又は輸入事業者に対して、事故情報を収集、管理及び提供するために必要な社内の体制を整備するよう命令（体制整備命令）を発動することとしています（消安法第37条）。

Q & A 体制整備命令の内容

●体制整備命令とは、具体的にどのような内容になるのでしょうか。

答 体制整備命令とは、製造事業者又は輸入事業者が重大製品事故に関する情報を収集・管理・公表できるようにするための社内体制の整備について命令を行うことです。このため、具体的な内容は、それぞれの事業者の状況により異なると考えますが、例えば、消費者からの製品事故情報に関する専用窓口の設置や事故情報処理に係る社内規定類の整備等が挙げられます。

なお、普段から、社内の体制をどう整備したら良いのかといった点については、後述する「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」（平成19年3月策定）が大いに参考になりますので、こうしたガイドラインを基に、社内の体制整備を図ることが重要です。

7. 2 罰則

製造事業者又は輸入事業者が、上記の体制整備命令に違反した場合には、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処されます。また、これらが併科されることもあります（消安法第58条第5号）。さらに、法人による違反の場合は、行為者本人を罰することは勿論ですが、法人に対しても罰金刑が科せられます。違反した法人は、行為者本人と同様、罰金刑（100万円以下）が科されます（消安法第60条第2号）。

Q & A

●自社で報告義務がない事故と判断したものが、後日、報告義務のある事故だと経済産業省から指摘を受けた場合には、報告義務違反ということで罰せられるのでしょうか。

答 本制度においては報告義務を履行しなかったことをもって直ちに罰せられるものではありません。経済産業省としては、事業者が報告義務を確実に履行しなかった理由を究明した上で、体制整備命令の発動を含め、適切に対応します。

7. 3 製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン

消安法に基づく事故情報の報告・公表制度は、いわば守るべき最低限のルールです。また、こうしたルールに適切に対応するためには、事業者の日頃からの取組が重要になります。こうした観点から、経済産業省では、製品安全の確保に向けた事業者自らの取組を促

すために、企業トップの意識の明確化や製品事故に対する対応等について示した「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」⁵を公表しています。

事業者の方々におかれては、このガイドラインを参考にして、製品安全に係る自主行動計画を策定することにより、製品安全に対する社内の体制整備も適切に行うことができると考えています。なお、経済産業大臣が消安法第37条に基づく体制整備命令を発動する際にも、こうしたガイドラインに記述された事項がしっかり整備されるよう指摘することも想定されます。

⁵ ガイドラインの詳細は、経済産業省の製品安全のホームページ：http://www.meti.go.jp/product_safety/を御覧ください。